

受理官庁 KE	ケニア工業所有権機関	附属書 C KE
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ケニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）、欧州特許庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA） ⁴ 、欧州特許庁 ⁵ 又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2019年2月21日付公示（PCT公報）31頁以降を参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

KE	ケニア工業所有権機関 (続き)	KE
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ケニア・シリング (KES) 又は米国・ドル (USD)	
送付手数料 ⁶	KES 5,000 又は USD 250 更に郵送料を加算	
国際出願手数料 ⁷	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	USD 16	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD 218	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	USD 328	
調査手数料	附属書D (AU), (AT), (CN), (EP) 又は (SE) 参照	
優先権書類の手数料 ⁶	KES 2,000 又は USD 100	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d)) ⁶	KES 1,000 又は USD 50	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がケニアに居住している場合 要, 出願人がケニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている者 登録された代理人のリストは受理官庁から入手できる	

6 この手数料は、手数料の支払者又はその代理で手数料を支払う者がケニアに居住しておらず、ケニアに業務上の本拠地も有していない場合、USD建で支払う。

7 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。